

# 教職員との連絡・面談等にあたってのお願い ～よりよい教育の実現に向けて～

山梨県教育委員会では、令和8年1月に「山梨県教育委員会における関係者からの過剰な要求等への対応方針」を策定しました。本対応方針においては、「過剰な要求等」に該当する行為や、学校の基本的な対応方針をお示ししています。これらを保護者や地域の皆様と共有させていただくことにより、子どもたちの教育に共に手を携えて当たれるよう環境づくりを進めてまいります。教職員が自身の能力を最大限発揮できる環境を整え、子どもたちにより充実した学びを提供できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



＜山梨県教育長＞  
おきの ともお 智夫

## 教職員の基本的な心構え

児童生徒・保護者・地域の皆様との信頼関係を大切に、常に「子どものためになるか」を考えながら連携と協力、誠実な対応に努めてまいります。

## 過剰な要求等にあたる行為の周知

保護者・地域の皆様にどのような行為が「過剰な要求等」にあたるのかを共有し、子どもの教育に悪影響を及ぼす行動を避けていただけるよう、周知と理解・協力を呼びかけてまいります。

## 過剰な要求等への組織的な対応

意見や申し入れが過剰な要求等に発展した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応します。あわせて、必要に応じて記録を行い、警告や対応終了をお伝えします。

## 特に悪質な事例への対応

暴力や暴言、脅迫、強要など安全を脅かす行為があった場合は、教育的な問題とは切り離し、スクールロイヤーや警察と連携して適切に対処します。

## 学校だけでは解決が困難な ケースへの対応

保護者が抱える問題等が子どもに影響している場合や、その要求が学校だけの解決が困難な場合は、専門職と連携し、必要に応じて福祉・医療・心理などの関係機関につなげます。

## 来校者の皆様へ

### 長時間の拘束・ 同じ内容の繰り返し



電話や面会は  
適切な時間内をお願いします。

### 名誉毀損・侮辱・暴言



大きな声や強い言葉では、  
思いは伝わりません。

**教職員への行き過ぎた行為は  
ご遠慮ください。**

### 著しく不当な要求



著しく不当な要求に対しては、  
対応をお断りします。

### 威嚇・脅迫



暴力的な発言やSNS等での  
誹謗中傷はお控えください。

よりよい教育の実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願いします。

山梨県教育委員会

よりよい教育の実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。